

秋田県地域医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 深刻化する医師不足や医師の偏在問題に対応し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保と実効ある医師確保対策を検討するため、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療提供体制の整備状況についての地域・診療科ごとの現状分析
- (2) 医師確保が困難で適正な医療提供に支障が生じている医療機関についての対応
- (3) 医師の効果的な確保及び配置対策の推進
- (4) 大学医学部との連携強化
- (5) 医療機関の機能分化・重点化・効率化と連携の推進
- (6) 地域医療を担う医師の養成の推進

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は知事が任命する。

- 2 特定の診療科の医療提供体制を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員は、当該特定の診療科に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

- 2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、議決により部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。